

事業所得等（農業、営業等、不動産所得等） を有する白色申告の人へ ～記帳・帳簿等の保存制度の対象者が拡大されます～

平成26年1月から、事業所得等を有する白色申告の人に対する記帳・帳簿などの保存制度の対象者が拡大されます。

※ 現行の記帳・帳簿等の保存制度の対象者は、個人の白色申告者のうち、前々年分あるいは前年分の事業所得等の金額の合計額が300万円を超える人です。

記帳・帳簿等保存制度の内容について

(1) 対象となる人

事業所得（農業、営業等）、不動産所得又は山林所得がある全ての人（所得税の申告が必要がない人を含む）が対象となります。

(2) 記帳する内容

売上げなどの収入金額、仕入れや経費に関する事項について、取引の年月日、売上先・仕入先その他の相手方の名称、金額、日々の売上げ・仕入れ・経費の金額等を帳簿に記載します。

記帳に当たっては、一つ一つ取引ごとではなく日々の合計金額をまとめて記載するなど、簡易な方法で記載することもできます。

(3) 帳簿等の保存

収入金額や必要経費を記載した帳簿のほか、取引に伴って作成した帳簿や受け取った請求書・領収書などの書類を保存する必要があります。

【帳簿・書類の保存期間】

| 保存が必要なもの | | 保存期間 |
|----------|----------------------------------|------|
| 帳簿 | 収入金額や必要経費を記載した帳簿（法定帳簿） | 7年 |
| | 業務に関して作成した上記以外の帳簿（任意帳簿） | 5年 |
| 書類 | 決算に関して作成した棚卸表その他の書類 | 5年 |
| | 業務に関して作成し、又は受領した請求書、納品書、領収書などの書類 | 5年 |